

議案説明資料

【 目 次 】

- ・ **議案第 71 号**
土地改良事業計画の概要について…………… p. 1
- ・ **議案第 73 号**
八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について…………… p. 3

令和6年12月
(令和6年12月3日提出)

件名	土地改良事業計画の概要について
担当課	産業建設部 農林課
根拠法令等	・土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 2 項

【概要】

- 1 事業名： 農地耕作条件改善事業
- 2 地区名： 国木地区
- 3 事業量： 農業用排水路工 L=260m

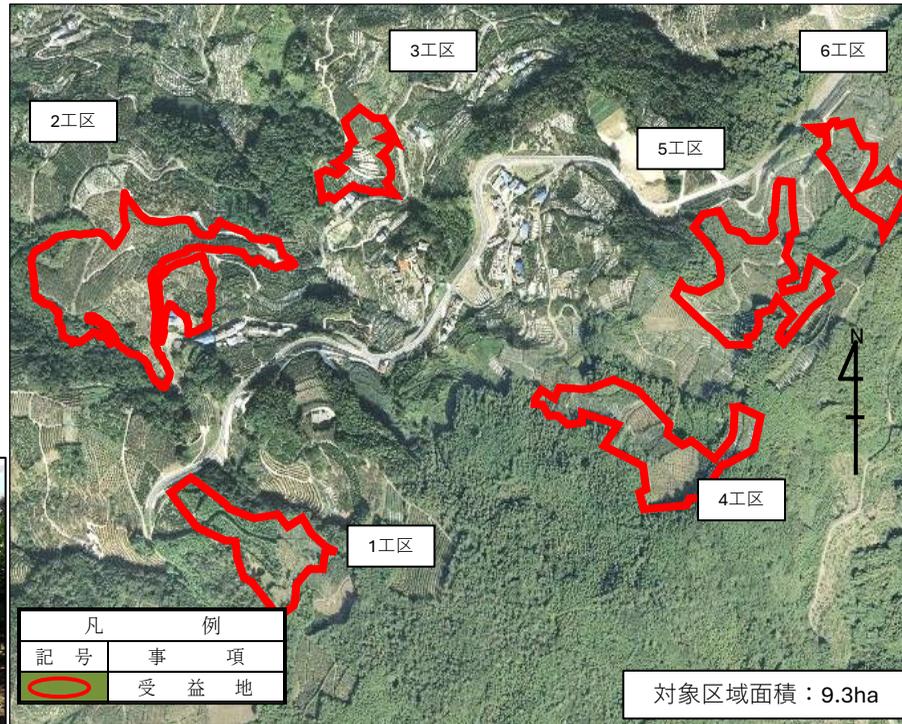
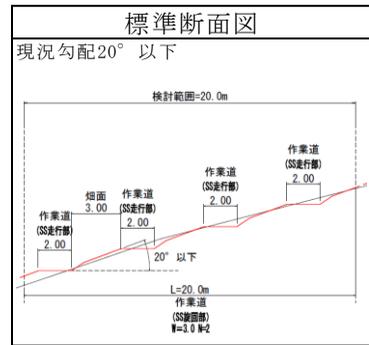
県営農地中間管理機構関連農地整備事業（事業主体：愛媛県）

団体営農地耕作条件改善事業（事業主体：八幡浜市）

○県営農地中間管理機構関連農地整備事業（事業主体：愛媛県）

国木地区の急傾斜で作業効率の悪い樹園地（6地区）について、防除、運搬等の機械化を可能にする生産性の高い優良農地を確保し、担い手への農地集積・集約化を推進し、規模拡大や収益性の向上を図るため、区画整理や園内道の整備を実施する事業。

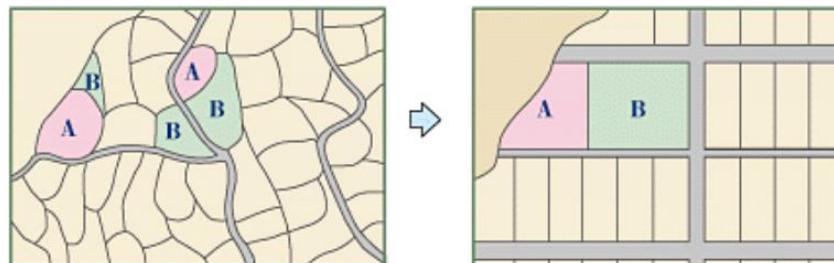
対象区域図



県営事業

	事業期間	事業費	負担割合
調査費等	R5～R6	19,000千円	国62.5%県25%市12.5%
工事費等	R7～R13	800,000千円	国62.5%県27.5%市10%

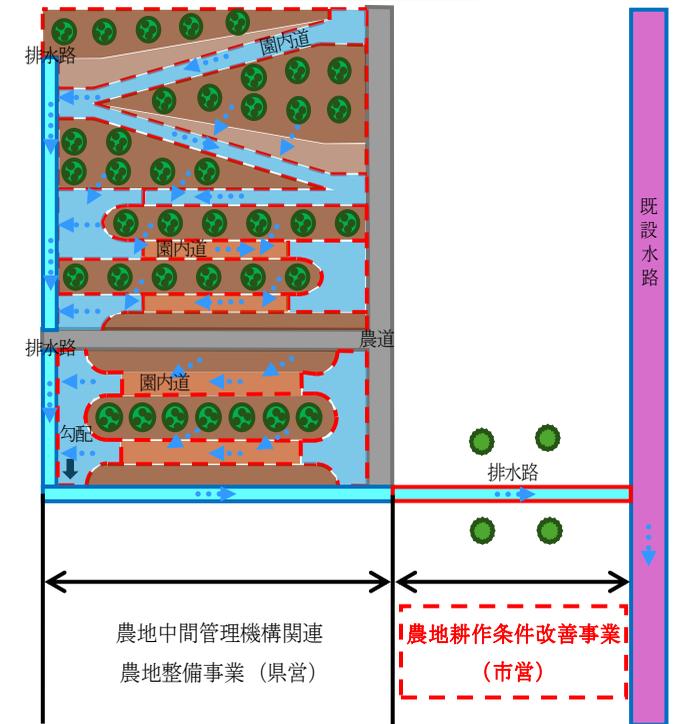
【換地イメージ図】



○団体営農地耕作条件改善事業（事業主体：八幡浜市）

県営事業以外の区域を整備する事業。（国木地区においては、区域外の水路整備）（下記参照）

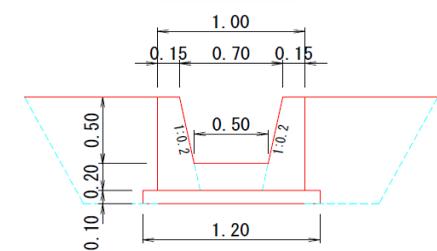
施工範囲イメージ図



団体営事業（市営事業）

	事業期間	事業費	負担割合
調査費等	R6	4,906千円	国3,000千円 市1,906千円
工事費等	R7～R9	43,000千円	国55%県5%市20%地元20%

標準断面図



件名	八幡浜市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
担当課	総務企画部 総務課
根拠法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号） ・特別職の職員の給与に関する法律（昭和 24 年法律第 252 号） ・一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）
施行日	公布の日 (一部の規定は、令和 7 年 4 月 1 日。その他遡及適用あり。)

① 八幡浜市職員の給与に関する条例の一部改正

○給料月額の改正

民間給与との較差 11,183 円 (2.76%) を埋めるため、初任給を大幅に引上げ、かつ、若年層に特に重点を置きつつ、おおむね 30 歳台後半までの職員に重点を置いて、全ての職員を対象に俸給月額を引上げ改定。

※平均改定率：全体 3.0% (1 級 11.1%、2 級 7.6%)

《行政職》

【初任給】

大卒程度 23,800 円引上げ (196,200 円 → 220,000 円)
高卒程度 21,400 円引上げ (166,600 円 → 188,000 円)

【行政職給料表】

	引き上げ額	該当職員数
1 級	8,700 円～26,300 円引上げ	43 人
2 級	3,300 円～22,000 円引上げ	45 人
3 級	3,700 円～20,400 円引上げ	53 人
4 級	4,100 円～15,700 円引上げ	123 人
5 級	4,200 円～14,400 円引上げ	63 人
6 級	4,400 円～11,900 円引上げ	21 人
7 級	4,700 円～7,900 円引上げ	3 人
暫定再任用職員	3,300 円～4,700 円引上げ	10 人

・その他の給料表（医一～三等）についても行政職給料表との均衡を基本に改定

※令和 6 年 4 月 1 日より改定（遡及）

○一般職員の期末手当及び勤勉手当の改正

期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0.05 月分引上げ

⇒ 期末勤勉手当 4.50 月分 → 4.60 月分

		6 月期	12 月期	計	
令和 6 年度	期末手当	1.225 月	1.275 月 (現行 1.225 月)	2.50 月 (現行 2.45 月)	4.60 月 (現行 4.50 月)
	勤勉手当	1.025 月	1.075 月 (現行 1.025 月)	2.10 月 (現行 2.05 月)	
令和 7 年度	期末手当	1.25 月	1.25 月	2.50 月	4.60 月
	勤勉手当	1.05 月	1.05 月	2.10 月	

※令和 6 年 12 月期より改定

※令和 7 年度からは期末勤勉手当の支給割合を平準化

○暫定再任用職員の期末手当及び勤勉手当の改正

期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0.025 月分引上げ

⇒ 期末勤勉手当 2.35 月分 → 2.40 月分

		6 月期	12 月期	計	
令和 6 年度	期末手当	0.6875 月	0.7125 月 (現行 0.6875 月)	1.40 月 (現行 1.375 月)	2.40 月 (現行 2.35 月)
	勤勉手当	0.4875 月	0.5125 月 (現行 0.4875 月)	1.00 月 (現行 0.975 月)	
令和 7 年度	期末手当	0.70 月	0.70 月	1.40 月	2.40 月
	勤勉手当	0.50 月	0.50 月	1.00 月	

※令和 6 年 12 月期より改定

※令和 7 年度からは期末勤勉手当の支給割合を平準化

- ② 八幡浜市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正
- ③ 八幡浜市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正

○期末手当の改正

年間支給月数を 0.05 月引上げ (3.40 月→3.45 月)

	6 月期	12 月期	計
令和 6 年度	1.70 月	1.75 月 (現行 1.70 月)	3.45 月 (現行 3.40 月)
令和 7 年度	1.725 月	1.725 月	3.45 月

※令和 6 年 12 月期より改定

※令和 7 年度からは支給割合を平準化

- ④ 八幡浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正

○期末手当の改正

年間支払月数を 0.10 月引上げ (3.40 月→3.50 月)

	6 月期	12 月期	計
令和 6 年度	1.70 月	1.70 月	3.40 月
令和 7 年度	1.75 月	1.75 月	3.50 月

○給料月額 of 改正

1～4 号給について、12,000 円～16,000 円引上げ

※令和 7 年 4 月 1 日より改定 (現在、該当する職員なし)

⑤ 八幡浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

○期末手当及び勤勉手当の改正

期末手当及び勤勉手当の支給月数をそれぞれ 0.05 月分引上げ

⇒ 期末勤勉手当 4.50 月分 → 4.60 月分

		6 月期	12 月期	計	
令和 6 年度	期末手当	1.225 月	1.275 月 (現行 1.225 月)	2.50 月 (現行 2.45 月)	4.60 月 (現行 4.50 月)
	勤勉手当	1.025 月	1.075 月 (現行 1.025 月)	2.10 月 (現行 2.05 月)	
令和 7 年度	期末手当	1.25 月	1.25 月	2.50 月	4.60 月
	勤勉手当	1.05 月	1.05 月	2.10 月	

※令和 6 年 12 月期より改定

※令和 7 年度からは期末勤勉手当の支給割合を平準化

○給料月額改正

【行政職給料表】

	引き上げ額	該当職員数 (フルタイム)	該当職員数 (パートタイム)
1 級	8,700 円～26,300 円引上げ	94 人	224 人
2 級	3,300 円～22,000 円引上げ	2 人	0 人

- ・その他の給料表（医二・三等）についても行政職給料表との均衡を基本に改定。
（該当者 1 名：大島診療所 看護師（医 3-3 級））
- ・会計年度任用職員については、各給料表の 1 級及び 2 級のみ適用。
- ・任期が 3 ヶ月以内または週の勤務時間が 15 時間 30 分未満の職員（190 人）は、令和 7 年 1 月 1 日より改定。それ以外の会計年度任用職員（上記表のフルタイム・パートタイム会計年度任用職員）は、令和 6 年 4 月 1 日より改定。